

【議院運営委員会】

(1) 審議概観

第155回国会において本委員会に付託された法律案は、衆議院提出の2件であり、いずれも可決した。

なお、本委員会に付託された請願はなかった。

〔法律案の審査〕

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案は、特別職の国家公務員の給与改定に伴い、議長、副議長及び議員の期末手当の支給について内閣総理大臣等と同様とともに、現行の歳費月額の削減措置を継続するものである。

本法律案は、11月14日に衆議院から提出、19日、本委員会に付託され、20日に多数をもって可決された。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、国会議員の秘書の給与の額を改定する等の措置を講ずるものである。

本法律案は、11月14日に衆議院から提出、19日、本委員会に付託され、20日に多数をもって可決された。

(2) 委員会経過

○平成14年10月18日（金）（第1回）

- 一、理事の補欠選任を行った。
- 一、内閣委員長、財政金融委員長、国土交通委員長、環境委員長、国家基本政策委員長及び予算委員長の辞任及びその補欠選任について決定した。
- 一、災害対策特別委員会、沖縄及び北方問題に関する特別委員会、国会等の移転に関する特別委員会、金融問題及び経済活性化に関する特別委員会及び政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会を設置し、委員の会派割当をそれぞれ次のとおりとすることに決定した。

災害対策特別委員会

自由民主党・保守党10人、民主党・新緑風会5人、公明党及び日本共産党各2人、国会改革連絡会（自由党・無所属の会）1人 計20人

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

自由民主党・保守党9人、民主党・新緑風会5人、公明党及び日本共産党各2人、国会改革連絡会（自由党・無所属の会）及び社会民主党・護憲連合各1人 計20人
国会等の移転に関する特別委員会

自由民主党・保守党9人、民主党・新緑風会5人、公明党3人、日本共産党1人、国会改革連絡会（自由党・無所属の会）2人 計20人

金融問題及び経済活性化に関する特別委員会

自由民主党・保守党12人、民主党・新緑風会6人、公明党、日本共産党及び国会改革連絡会（自由党・無所属の会）各2人、社会民主党・護憲連合1人 計25人
政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

自由民主党・保守党17人、民主党・新緑風会9人、公明党及び日本共産党各3人、国会改革連絡会（自由党・無所属の会）2人、社会民主党・護憲連合1人 計35人

- 一、次の構成により庶務関係小委員会及び図書館運営小委員会を設置することを決定した後、それぞれ小委員及び小委員長を選任した。

自由民主党・保守党7人、民主党・新緑風会4人、公明党2人、日本共産党及び国会改革連絡会（自由党・無所属の会）各1人 計15人

なお、各小委員の変更の件については、委員長に一任することに決定した。

- 一、本会議における内閣総理大臣の演説に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、日取り 10月22日及び23日

ロ、時 間 自由民主党・保守党45分、民主党・新緑風会60分、公明党及び日本共産党各25分、国会改革連絡会（自由党・無所属の会）20分

ハ、人 数 自由民主党・保守党及び民主党・新緑風会各2人、公明党、日本共産党及び国会改革連絡会（自由党・無所属の会）各1人

ニ、順 序 1 民主党・新緑風会 2 自由民主党・保守党 3 公明党 4 日本共産党 5 国会改革連絡会（自由党・無所属の会） 6 民主党・新緑風会 7 自由民主党・保守党

- 一、会期を57日間とすることに決定した。
- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成14年10月22日（火）（第2回）

- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成14年10月23日（水）（第3回）

- 一、女性学研究会を立法事務費の交付を受ける会派と認定した。
- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成14年11月1日（金）（第4回）

- 一、裁判官弾劾裁判所裁判員、同予備員、裁判官訴追委員、同予備員、検察官適格審査会委員、同予備委員、国土審議会委員及び国土開発幹線自動車道建設会議委員の選任について決定した。
- 一、国土審議会特別委員の推薦について決定した。
- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成14年11月13日（水）（第5回）

- 一、母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。
 - イ、時 間 民主党・新緑風会15分及び日本共産党10分
 - ロ、人 数 各派1人
 - ハ、順 序 大会派順
- 一、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律案、司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律案及び学校教育法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。
 - イ、時 間 民主党・新緑風会15分
 - ロ、人 数 1人
- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成14年11月15日（金）（第6回）

- 一、次の件について上野内閣官房副長官、米田内閣府副大臣及び鴨下厚生労働副大臣から説明を聴いた後、同意を与えることに決定した。
 - イ、国家公務員倫理審査会委員の任命同意に関する件
 - ロ、情報公開審査会委員の任命同意に関する件
 - ハ、国家公安委員会委員の任命同意に関する件
- 二、中央労働委員会委員の任命同意に関する件
- 一、知的財産基本法案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。
 - イ、時 間 民主党・新緑風会15分
 - ロ、人 数 1人
- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成14年11月20日（水）（第7回）

一、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第2号）
(衆議院提出) を可決した。

（衆第2号） 賛成会派 自保、民主、公明、共産
反対会派 国連

一、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第3号）(衆議院提出) を可決した。

（衆第3号） 賛成会派 自保、民主、公明、国連
反対会派 共産

一、国会職員の給与等に関する規程の一部改正に関する件について決定した。

一、絹子政経会を立法事務費の交付を受ける会派と認定した。

一、独立行政法人国民生活センター法案、独立行政法人北方領土問題対策協会法案、平和祈念事業特別基金等に関する法律の一部を改正する法律案、独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律案、地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案、独立行政法人国際協力機構法案、独立行政法人国際交流基金法案、電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案、独立行政法人日本万国博覧会記念機構法案、放送大学学園法案、日本私立学校振興・共済事業団法の一部を改正する法律案、独立行政法人日本スポーツ振興センター法案、独立行政法人日本芸術文化振興会法案、独立行政法人科学技術振興機構法案、独立行政法人日本学術振興会法案、独立行政法人理化学研究所法案、独立行政法人宇宙航空研究開発機構法案、独立行政法人労働者健康福祉機構法案、独立行政法人福祉医療機構法案、独立行政法人労働政策研究・研修機構法案、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法案、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案、独立行政法人雇用・能力開発機構法案、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法案、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法案、社会保険診療報酬支払基金法の一部を改正する法律案、独立行政法人農畜産業振興機構法案、独立行政法人農業者年金基金法案、独立行政法人農林漁業信用基金法案、独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律案、独立行政法人緑資源機構法案、独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律案、独立行政法人日本貿易振興機構法案、情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法案、中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律案、独立行政法人中小企業基盤整備機構法案、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法案、独立行政法人国際観光振興機構法案、独立行政法人水資源機構法案、日本下水道事業団法の一部を改正する法律案、日本勤労者住宅協会法の一部を改正する法律案、東京地下鉄株式会社法案、独立行政法人自動車事故対策機構法案、公用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律案及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会20分、日本共産党及び国会改革連絡会（自由党・無所属の会）各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成14年11月22日（金）（第8回）

一、預金保険法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案、金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法案及び農水産業協同組合貯金保険法及び農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会15分、日本共産党及び国会改革連絡会（自由党・無所属の会）各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、構造改革特別区域法案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会15分、日本共産党及び国会改革連絡会（自由党・無所属の会）各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成14年11月27日（水）（第9回）

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成14年11月29日（金）（第10回）

一、電気事業法及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案及び独立行政法人原子力安全基盤機構法案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会15分

ロ、人 数 1人

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成14年12月4日（水）（第11回）

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成14年12月6日（金）（第12回）

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成14年12月11日（水）（第13回）

- 一、小委員長の補欠選任を行った。
 - 一、次の件について米田内閣府副大臣、加藤総務副大臣、増田法務副大臣、木村厚生労働副大臣、吉村国土交通副大臣及び弘友環境副大臣から説明を聴いた後、同意を与えることに決定した。
 - イ、総合科学技術会議議員の任命同意に関する件
 - ロ、電波監理審議会委員の任命同意に関する件
 - ハ、日本放送協会経営委員会委員の任命同意に関する件
 - 二、中央更生保護審査会委員の任命同意に関する件
 - ホ、公安審査委員会委員の任命同意に関する件
 - ヘ、労働保険審査会委員の任命同意に関する件
 - ト、社会保険審査会委員の任命同意に関する件
 - チ、運輸審議会委員の任命同意に関する件
 - リ、公害健康被害補償不服審査会委員の任命同意に関する件
- 一、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律案、裁判所法の一部を改正する法律案、検察庁法の一部を改正する法律案及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。
- イ、時 間 民主党・新緑風会15分
 - ロ、人 数 1人
- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成14年12月13日（金）（第14回）

- 一、外国派遣議員の報告書を本委員会の会議録に掲載することに決定した。
- 一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件の継続審査要求書を提出することに決定した。
- 一、閉会中における本委員会所管事項の取扱いについてはその処理を委員長に、小委員会所管事項の取扱いについてはその処理を小委員長にそれぞれ一任することに決定した。
- 一、議院運営委員長の辞任及びその補欠選任について決定した。
- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

【 庶務関係小委員会 】

○平成14年8月22日（木）（第154回国会閉会後第1回）

- 平成15年度参議院予算に関する件について協議を行った。

【 図書館運営小委員会 】

○平成14年8月22日（木）（第154回国会閉会後第1回）

- 平成15年度国立国会図書館予算に関する件について協議を行った。

（3）成立議案の要旨

国會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案 (衆第2号)

【 要旨 】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 1 期末手当の支給割合について、従来どおり内閣総理大臣等の例によることとするため、関係規定を整理すること。
- 2 国會議員の歳費月額について、平成15年3月末までの間は、現行の1割削減措置を継続すること。
- 3 3ヶ月期の期末手当を廃止すること。
- 4 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行すること。ただし、3は、平成15年4月1日から施行すること。

国會議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第3号）

【 要旨 】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 1 国會議員の秘書の給料月額を特別職の秘書官に準じて改定すること。
- 2 特例一時金を廃止すること。
- 3 3ヶ月期の期末手当を廃止し、勤勉手当の支給割合を一般職の職員に準じて改定すること。
- 4 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行すること。ただし、3は、平成15年4月1日から施行すること。

(4) 付託議案審議表

・衆議院議員提出法律案（2件）

番号	件 名	提出者 (提出月日)	予備 送付	本院 への 提出	参 議 院			衆 議 院		
					委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決	委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決
2	国會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案	議院運営委員長 大野 功統君 (14. 11. 14)	14. 11. 14	14. 11. 14	14. 11. 19	14. 11. 20 可決	14. 11. 20 可決			14. 11. 14 可決
3	国會議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案	議院運営委員長 大野 功統君 (14. 11. 14)	11. 14	11. 14	11. 19	11. 20 可決	11. 20 可決			11. 14 可決